

回 覧

令和8年4月9日

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

町有住宅の入居者募集について

日頃より、本町行政の円滑な推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このことにつきまして、下記のとおり入居者の募集をいたしますので、入居をご希望される方は申込みされますよう、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 募集住宅

| 住宅区分 | 名称（月額家賃） | 地区 | 間取り | 募集戸数 | 募集方法 |
|----------|--------------|-------|------|------|------|
| 公営住宅 | 小清水団地 | 元町1丁目 | 3LDK | 2 | 定期 |
| | 新浜小清水団地 | 浜小清水 | 3LDK | 1 | 定期 |
| | 新止別団地 | 止別 | 2LDK | 2 | 定期 |
| 特定公共賃貸住宅 | 南団地 | 南町1丁目 | 3LDK | 2 | 定期 |
| 地域特別賃貸住宅 | 9区北（42,000円） | 南町2丁目 | 1LDK | 1 | 定期 |

・公営住宅

住宅に困窮する低額所得者などを対象とした低廉な家賃の住宅です。

・特定公共賃貸住宅

公営住宅の収入基準を超える中堅所得者を対象とした住宅です。

・地域特別賃貸住宅

公営住宅のような所得等の要件のない、固定家賃で賃貸する住宅です。
周辺の民間賃貸住宅と同程度の家賃を設定しています。

・定期募集

空室が少ない団地で、均等な入居機会を確保するため公募しています。

・随時募集

複数の空室がある住宅で、随時入居の申込みを受付けています。
ただし、空室の減少により定期募集に切り替える場合があります。

申込みの方法や要件は裏面をご確認ください。

2. 申込み方法等

印鑑と必要書類をご用意のうえ、下記の期日までにお申込みください。
必要書類は申込み住宅によって異なりますので、事前にお問合せください。

3. 入居者の決定方法

応募多数の場合、町営住宅入居者選考審議会の意見を聞き入居者を決定します。

4. 住宅使用料（家賃）について

- ・公営住宅及び特定公共賃貸住宅は、世帯の合計所得金額や扶養等の控除により算出した政令月収に応じて家賃を決定します。
- ・地域特別賃貸住宅は、住宅ごとに固定家賃を設定しています。
- ・住宅使用料の他に、別途給湯器機等のリース料がかかります。

5. 主な申込要件

共通事項

- ・持ち家がなく、住宅に困窮している方
- ・町税等の未納や滞納がない方
- ・暴力団員でない方
- ・町民又は本町に転入予定の方

公営住宅

- ・同居する親族がいる方（高齢者、障がい者、生活保護受給者など一定の要件を満たす方は単身で申込みことができます。）
- ・政令月収が158,000円以下の方（高齢者と未成年のみの世帯、未就学児や障がい者がいる世帯などは214,000円以下）

特定公共賃貸住宅

- ・同居する親族がいる方（地域振興のために都市部から転入される方など一定の要件を満たす場合は単身で申込みことができます。）
- ・政令月収が158,000円を超え487,000円以下の方

定期募集の申込期日

令和8年5月15日（金）

申込み・お問合せ先

小清水町建設課建設係（3番窓口）
電話番号：0152-62-4475